第5編 風水害対策編

◆第**1**章 総 則

令和6年3月 御前崎市防災会議 この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、市、県及び防災機関が行うべき市の地域に係る「風水害対策の大綱」 (「共通対策編」で定めたものを除く)を定めるものとする。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、「共通対策編 第4章 復旧・復興対策」によるものとする。

章	記載内容
第1章 総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	総則、河川災害予防計画、海岸保全災害防除計画、港湾漁港保全災害予防計画、道路・橋りょう・鉄道災害防除計画、土砂災害防除計画、治山災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動
第3章 災害応急対策計画	御前崎市災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体・水防機関、水防に関する予警報、通信連絡系統、県の非常配備体制、水防管理団体の水防計画、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達

第1節 過去の顕著な災害

1 市

過去の顕著な災害は「資料4-1」による。

2 県

(1) 風水害

ア 台風

県下に大被害を与えた主な台風経路を見ると、下図のようになる。

この経路を大別すると、以下の3つの経路となる。

経路	状 況	県下に大被害を与えた主要台風経路図
県下を南西方向から 北東進するもの	ア この経路をとると、県の最も家屋密集地帯が暴風域あるいは強風域に入るために大被害が起こりやすい。 イ ダイナ台風は980hPa内外の小型、並みの強さのものであったが、中部山岳部や伊豆山岳部では、200mm以上の雨量があり、南部の海岸では、最大風速は30~40m/sに達した。被害は全県下に及び、死傷30人を初め、家屋全壊20戸、浸水、がけ崩れなどかなりの損害を生じた。ウ ダイナ台風より進路的には南を通った昭和29年9月18日の14号台風(並みの強さ)においても、県中部と西部において同程度の被害が生じた。	S 34.8 14 (26号台展) (7号台風) S 57.9 12 (18号台風) S 27.6.23 (ダイナ台風) S 28.9.18 (14号台風) S 33.9.26 (特野川台風)
伊豆半島を南西から かすめて北東進する もの	ア この経路のときは、伊豆の山岳部で豪雨はうねりが高まる。 イ 狩野川台風(中型、並みの強さ)は中が、湯ヶ島では総雨量753mmに達し、狩野た。被害は伊豆全域にわたり、死傷1,500全壊、流失など未曽有の惨害をもたらしたウ 令和元年東日本台風(大型・強い)は、半島に上陸し、本件でも各地で3、6、151位の値を更新するなど記録的な大雨とた浸水が発生、伊豆の国市及び函南町に災害大な被害が生じた。	心示度970hPa程度であった 川一帯に大水害をもたらし 人、行方不明339人を初め、 ・ 中心気圧955hPa程度で伊豆 2、24時間降水量の観測史上 なり、県内で1,312棟の床下

	ア この経路をとるときは、北部山岳部で特に雨量が多くなる傾向があ
県の南部から駿河湾 を北上するもの	る。 イ また、海岸地方で特に風が強まり、うねりによる被害も大きい。 ウ 昭和34年8月14日の7号台風(小型、強い)は伊豆西海岸をかすめ て、富士川付近に上陸し、北上して、日本海に抜けた。中心付近の風 は猛烈で、最大風速は石廊崎E48.8m/s、御前崎でW29.6m/sが観測され た。雨は大井川中流域で300mmを越え、安倍川上流の梅ヶ島で470mmと なった。このため県の中部、東部で大被害が発生した。山岳では倒木 被害が大きかった。

上記3つの経路以外にも、本県から離れた場所を台風が通過することで本県付近に停滞する前線を刺激し豪雨をもたらす場合がある。昭和49年7月7日に発生した「七夕豪雨」では、対馬海峡を通過した台風第8号の影響により梅雨前線の活動が活発化し、県中部・西部を中心に大雨となった。静岡では24時間降水量508mmを記録し、死者44人、家屋全壊241戸など甚大な被害をもたらした。

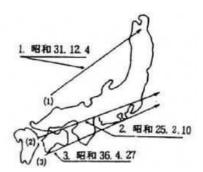
イ 低気圧

(ア) 低気圧による被害は、大雨と強風によるもの である。

県下に影響する低気圧の経路は、右図のよう になる。

- (イ) (1) の経路の時は、これに伴う寒冷前線の 突風や竜巻による被害が多い。
- (ウ) (2) (3) の経路の時は大雨になることが多く、中心も近いため風も強まる。
- (x) また (1) と (2) が同時に起こり大雨を降らせることも多い。

経	路	状 況
(1)	の例	ア 昭和31年12月4日に日本海を通過した低気圧は、秋田沖で発達し、これに伴う寒冷前線が4日の午後通過し、海上や海岸地方では5日にかけて強風が吹き波が高かった。 イ 最大風速は石廊崎でW27.2m/s、御前崎でW19.7m/sを観測した。 ウ この風による波のため、賀茂郡松崎町では国道が破壊されて不通となり、南伊豆町沖合では、出漁中の漁船が突風のため転覆した。
(2)	の例	ア 昭和25年2月9日~10日にかけて東支那海から東進した低気圧は、発達しながら九州から本州を横断し、中心気圧990hPaで静岡県を通過して関東へ去った。 イ 9日6時ごろより風雨が強くなり、最大風速は御前崎W26.7m/s、石廊崎SW22.6m/sとなり、雨量は湯ヶ島160mm、瀬戸谷115mmで大井川が増水した。ウ このため非住家の倒壊一戸、道路の崩壊、屋根、ガラスの破損、木材の流失などの被害があった。



ア 昭和36年4月26日~27日、九州南海上を北東に進んだ低気圧は、発達しながら太平洋沿いに通った。

(3)の例

- イ 26日夕刻から風雨が強まり、最大風速は石廊崎23.3m/s、御前崎SSW19.8m/s、雨量は静岡125mm、稲取120mm、島田118mmが観測された。
- ウ このため各地で土砂崩れによる交通不能や、電話線の不通、家屋の浸水など があった。

(2) 竜巻

ア 竜巻は寒冷前線や台風に伴うものが 多い。

県下の主たる竜巻の発生状況を右の図に 示す。

- イ 主たる発生地は、安倍川河口付近と遠州 灘沿岸部に多い。
- ウ このほかに伊豆の東や南海上と御前崎沖 で発生しているが明確ではない。
- エ 特に顕著なものとしては昭和37年8月26 日の台風に伴って天竜川河口付近に発生し て浜松市を襲ったもので、負傷36人、破損 700戸以上の被害があった。



県下を襲った竜巻の発生地と経路 (明33~昭39)

オ いずれにしろ、竜巻は予測が難しいうえに、瞬間的に大被害を与えるので予防が困難 である。

(3) 地すべり等

昭和16年以降の主たる地すべりの発生状況を示すが、地すべりは春から夏にかけての豪雨時期に多く、由比、蒲原付近は危険度が大きいようである。

発生年月日	地名	記事
昭和16年 4月30日	庵原郡 蒲原町	ア 日本海と太平洋岸を低気圧が通過し、10mm程度の降雨があり同町諏訪町で、高さ100m、幅60mの土砂約1,500m ³ が崩壊イ 埋没3棟、半壊1棟、生き埋めで10人死亡、9人負傷、1人行方不明
同年 6月30日	庵原郡 蒲原町	ア 梅雨による豪雨で、清水で261mmを観測 イ 土砂が100m幅60mにわたり崩壊し、人家4棟が埋没し2棟 が破壊。生き埋めで11人死亡、9人重傷
同年 7月16日	庵原郡 由比町	ア 梅雨前線が停滞し、10日から雨が降り続き、興津の総降雨 量は337mm イ 寺尾山が崩壊し、人家2棟が海に押し流され、死者6人、 負傷者10数人

	1	
昭和23年 6月19日	庵原郡 由比町 寺尾	ア 梅雨前線が停滞し、雨が降り続いて、特に19日には静岡で 140mmの大雨 イ 寺尾地先、海抜300mの山の中腹約100mの所から地すべりを 生じ、約4haが崩壊。埋没した果樹園は約20ha
同年 9月15日~16日	同町	ア 伊豆南端をかすめた台風で豪雨となり静岡の雨量は240mm イ 中の沢の土砂約7,500㎡が線路上に流出し東海道線は7時 間不通
昭和26年 6月15日	庵原郡 由比町	ア 梅雨前線により、伊豆と東部で大雨 イ 今宿平、濁沢、寺尾沢で約6haにわたり地すべり
同年 6月26日	周智郡大居町	ア 南海上を低気圧が東進し、西部の山間部で10~15mmの雨量 イ 和泉平部落で10haの耕地と5haの林野が地すべりにより沈 下
昭和32年 8月17日	磐田郡水窪町	ア 前線が南岸に停滞して連日降雨があり、総降雨量は西部山間部で240mm前後 イ 大嵐付近で幅20m、高さ80mにわたり40万㎡の山崩れ、飯田線が途絶
昭和36年 3月14日	庵原郡 由比町 寺尾	ア 太平洋岸の低気圧による雨のため、寺尾山付近で広範囲に地すべり イ 耕地約10haが埋没、蜜柑などに多大の被害があり、地すべり防止構造物の大部分を破壊
昭和37年 4月12日	榛原郡 金谷町	ア 福用地内の県道金谷〜中川根線で、約50mにわたり土砂崩れ イ 交通が不通となり、大井川線も不通
同年 7月23日	天城山ろく	ア 天城山ろくやチバタ山頂で約20cmのわれ目 イ 高さ100m、幅百数十mにわたる約100,000㎡の土砂が地すべ り
昭和40年 6月24日	賀茂郡 東伊豆町 白田	ア 白田川上流の通称平沢山で広さ7haにわたって地すべり イ 約85万m³の土砂が堆積し、わさび田、水田に被害
昭和46年 7月5日	静岡市石部地内	ア 国道150号静岡市石部地内の道路は、海側が海面より10数m の高さにあり、山側は法面こう配45度の切りたったがけ状の山腹が高さ約200m、延長1kmにわたって連続している。 イ 地すべり箇所は、第5洞門の上高さ50mないし100m、幅約45mが滑落し、岩塊を含む土石約3,000㎡が国道を埋め、一部は洞門を越えて海中に到達ウ 通行中の乗用車1台が埋没し、死者1名。1年間にわたり通行不能
昭和49年 7月7日	庵原郡 由比町	ア 台風・梅雨前線による豪雨により、由比地区(濁り沢他12 箇所)で地すべりや山腹崩壊が発生し、東海道本線・国道1 号・人家等が被災 イ 地すべり・崩壊14.3ha、人家全壊7棟、人家半壊32棟、国 道1号通行止め23日、東海道線不通123時間

昭和57年 8月1日~3日	周智郡 春野町 中羽根地内	ア 台風10号に伴う集中豪雨により地すべりが発生。約5万㎡ の土砂が直下の熊切川を約200mにわたって塞き止めたため、 付近住民76世帯253名が2日間にわたり避難 イ 山林・田畑が流出(人家の被害なし)
------------------	---------------------	---

(4) 土石流

- ア 令和3年7月3日、熱海市伊豆山地区で発生した土石流は、逢初川の源頭部(海岸から約2km上流、標高約390m付近)から逢初川に沿って流下した。
- イ この土石流により被災した範囲は、延長約1km、最大幅約120mにわたり、死者27人、 行方不明者1人、住家全壊53棟など甚大な被害をもたらした。

第2節 予想される災害と地域

1 風水害

(1) 市

「共通対策編 第1章 総則 第4節 予想される災害と地域 3 風水害」に準ずる。

(2) 県

- ア 県内の主要河川は、河川整備を進めているが気候変動により局地的な豪雨が発生して おり、洪水による災害の発生リスクが高まっている。
- イ 災害は予期されない事態によって起こるものであり、流域の開発の進展につれ新しい 災害も予想される。
- ウ 季節的には $4\sim5$ 月は低気圧の通過に伴い、県の南岸部や伊豆で豪雨となることがある。 $6\sim7$ 月は梅雨前線活動の活発化により、全県的な大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また $8\sim10$ 月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

流域名	流域の状況
狩野川流域 (一級河川)	ア 流域の大半が脆弱な火山噴出物で覆われ、大雨などで崩壊しやすい地質構造となっており狩野川台風を契機に対策が進められた。 イ 中流部の低平地では、内水氾濫による浸水被害が平成10年、14年、16年、17年、19年、令和元年に発生している。 ウ 狩野川や黄瀬川の下流部で堤防の高さや幅が不足する地区では、破堤による氾濫のおそれがある。
富士川流域 (一級河川)	ア 富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で16,600㎡/sと非常に大きな流量となっている。 イ 駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等がある。 ウ 沼川周辺の低平地では、地形的要因による排水不良と流域の開発による流出増などにより、浸水被害が頻発している。

巴川流域 (二級河川)	ア 巴川は、河道の主要区間が低平地である地形的特徴から排水不良が生じやすいとともに、近年、流域の都市化の進展に伴う洪水流出量の増大により、浸水被害が頻繁に発生している。 イ 平成15年、16年、26年と記録的豪雨に見舞われ、床上浸水の被害が発生している。 ウ 中・下流部の河川沿いは市街化の進展が著しく、河川が氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分ではない。
安倍川流域 (一級河川)	ア 安倍川は県下でも有数の急流河川であり、ほぼ直線的に駿河湾に注いでいる。また、流域の地質は脆弱で大谷崩れなど崩壊地等から膨大な砂流出が発生する急流土砂河川である。 イ 河口部で合流する支川の丸子川沿川の下川原地区などの低平地では内水氾濫による被害が発生している。
瀬戸川流域 (二級河川)	ア 静岡市のベッドタウンとして発展し、平野部を中心に都市化が進行しており、新東名高速道路の併用開始などにより、更なる発展が予想されている。 イ 低平地を流れ内水被害が頻発する下流部の石脇川流域では、瀬戸川への放水路が整備されて安全性が向上したが、窪地内水等による浸水被害が発生している。
大井川流域 (一級河川)	ア 大井川流域は本邦屈指の多雨地帯であり、しかも地質は脆弱であるため、 各所でがけ崩れや道路決壊等の災害がしばしば発生している。 イ 長島ダムの完成などによって治水安全度は向上したが、狭さく部の流下能 力不足、砂州の固定化などによって水害が発生するおそれがある。
菊川流域 (一級河川)	ア 度重なる浸水被害を軽減するため、かつての蛇行河川を捷水路で改修した河川で、その改修に合わせて河床維持対策として床止工が多く設置されている。 イ 昭和57年に観測史上最大となる洪水が発生し、甚大な被害を被ったウ 中・下流部に低平地が広がり、菊川の水位上昇時には内水氾濫による浸水被害が発生する恐れがある。
太田川流域 (二級河川)	ア 太田川流域の主要河川は平地部で堤防を有し、洪水時の水位よりも低い土地が広いため、堤防が決壊すれば七夕豪雨のような甚大な被害が発生する。 イ たびたび、河岸の決壊や内水氾濫を繰り返しており、特に、昭和49年の七夕洪水では87戸の家屋が全壊流出した。 ウ 下流部の河道掘削、太田川ダムの完成、流域でのポンプや貯留施設の整備進捗などにより治水安全度は向上しつつあるが、引続き計画的な整備が必要である。
天竜川流域 (一級河川)	ア 天竜川は県下最大の河川であり、地質は脆弱で大規模な崩壊地が多いことに加え、地形が急峻なため、土砂生産が活発な河川である。 イ 上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は流下断面不足等のため相当の降雨量により溢水や低地の浸水のおそれがある。
都田川流域 (二級河川)	ア 都田川は浜名湖に流入し、今切口から遠州灘へと注ぐ県内最大の流域面積を有する二級河川である。 イ 昭和49年の七夕豪雨では、堤防が決壊し甚大な被害を生じた。 ウ 支川の井伊谷川では、地形的狭さく部の上流に位置する浜松市北区引佐町において溢水による浸水被害が発生している。

2 高潮・高波

(1) 市

「共通対策編 第1章 総則 第4節 予想される災害と地域 4 高潮・高波」に準ずる。

(2) 県

ア 「高潮・高波」については、本県は太平洋に面し、長い海岸線を持ち、台風、低気圧 等の影響を受けやすいため、全海岸線にわたって災害が予想される。

イ 季節的には8~10月下旬にかけては、台風の影響による高潮・高波が発生することがある。また、11月下旬から3月にかけては、海上を吹き抜ける西風のため、高波が発生することがある。

3 土石流・地すべり・がけ崩れ

(1) 市

「共通対策編 第1章 総則 第4節 予想される災害と地域 5 地すべり・山崩れ 等」に準ずる。

(2) 県

県内で砂防指定地が1,725箇所、地すべり防止区域が190箇所、急傾斜地崩壊危険区域が1,306箇所及び土砂災害警戒区域が18,218箇所(いずれも令和3年度末)指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。「静岡県地域防災計画 資料編 $II4-2-1\sim4-2-3$ 、4-2-9」参照

地 域	状 況
伊豆地域	全地域の山地及び斜面において大雨、地震による山崩れ等が起こりやすく、道路途絶等の被害が予想される。
富士山	富士山南西野渓において大雨、地震等による山崩れ等が起こりやすく、道 路途絶等が予想される。
駿河湾沿岸	特に蒲原丘陵付近に多くの地すべり地帯があり、中でも由比町寺尾の地すべりは大規模だったが、現在も地質的に起こりやすい箇所であるので、周辺部においては大雨や地震時には十分な警戒が必要である。
安倍・大井川上 流部	この地域全体の地質が弱いため、降雨量によって局部的に道路を途絶したり、水害の規模を大きくする原因ともなっている。
天竜川 中流部	特に天竜〜佐久間間は県内でも特に地すべりの起こりやすい地域であり、降雨時の警戒が必要である。

第2章 災害予防計画

第1節 総則

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平常時から行う措置について定めるものとする。

市及び県は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

市及び県は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅建築の禁止のみならず、市又は県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

市及び県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

市、県及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策 を図るものとする。

第2節 河川災害予防計画

水害の未然防止と被害の軽減を図るために必要な対策(事業)に関する計画とする。

1 市

(1) 本市河川の特徴

ア 市内の主要な河川には、二級河川の新野川、朝比奈川、横舟川、筬川、中西川があり、 そのほかに門屋川、高松川、御手洗川等がある。これらの河川は、いずれも大部分の区 域において改修が図られている。

イ 河川ごとにそれぞれ独自の性格を有しているほか、降雨による出水状況の変化による 水衝部の変化や洲淵の消長、河床の変動等により、河川ごとに様相を変えるだけでなく、 同一河川においても時々に変化するものであり、定性的、定量的に把握し難い多くの因 子があるので十分な調査研究により対策を講ずることが必要である。

(2) 河川の治水対策

河川は、治水機能の向上、良好な水環境の回復を図るため、必要な整備と適切な管理を推進する。改修にあたって、自然景観や生態系の保全に配慮し、憩いとやすらぎの場として市民に愛され親しまれる水辺環境づくりを推進する。

- (3) 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項
 - ア 市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域(高潮浸水想定区域については第2節3を参照)(以下、総称して「浸水想定区域」という。)の指定があったときは、「御前崎市地域防災計画」において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。
 - イ 市は「御前崎市地域防災計画」において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の 構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。
 - (ア) 要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑迅速な避難を確保が必要なもの。
 - (イ) 大規模工場等 (大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの) の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。
 - ウ 上記のうち、要配慮者利用施設については、洪水時等の利用者の円滑かつ迅速な避難 の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。
 - (ア) 浸水想定区域内に位置し、「御前崎市地域防災計画」に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。
 - また、市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 - (イ) 市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - (ウ)要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ 迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。
 - (エ) 市及び県は、要配盧者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等

について、定期的に確認するように努めるものとする。また市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

- (オ)要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。
- エ 市長は、「御前崎市地域防災計画」において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。
- オ 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定 の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場 合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める ものとする。

(4) 河川改修事業

- ア 二級河川については、未改修区間の改修を県に要請する。
- イ 準用河川については、護岸堤防のかさ上げ工事など、国、静岡県補助事業と御前崎市 単独事業により改修を進める。
- (5) 水防資材の整備

本市は、災害時の水防に万全を期すため適宜水防倉庫の整備を図り、「静岡県水防計画」 に定める基準に基づき水防資材の備蓄に努め、常に使用できるよう整備点検を行うものとす る。

(6) 気象情報等の収集、伝達

県と連絡を密にし、河川流域の降水量等気象状況の収集、伝達に努める。

(7) 危険区域の巡視

災害の拡大を防止するため、予想される危険区域を、水防団(消防団)その他関係団体及 び一般住民の協力のもとに巡視し、警戒に当たるものとする。

2 県、国土交通省

- (1) 県内河川の特徴
 - ア 県内は、南アルプスや富士山が背後にあることから急流河川が多く、また、南部の台地は地質が極めて脆弱であるため、ここから流出する小河川は土砂を多く運搬する。それらが堆積することで、周辺地盤より河床の高いいわゆる天井川となり、堤防背後地の排水を困難にしているだけでなく、ひとたび破堤・溢水の事態が生じれば極めて広範囲にわたる災害の危険性がある。

- イ また、前述の土砂運搬作用に加え、遠州灘、駿河湾の高波、台風時の波浪等の影響により、河口部に土砂が堆積し、河口が閉塞する河川が多い。河口閉塞は洪水の流下を阻害すると共に背後地の排水にも影響を及ぼす恐れがある。
- ウ 以上が県内河川の主な特徴であるが、河川ごとにそれぞれ独自の性格を有しているほか、降雨による出水状況の変化による水衝部の変化や洲淵の消長、河床の変動等により、河川ごとに様相を変えるだけでなく、同一河川においても時々に変化するものであり、多くの因子があるので十分な調査研究により対策を講ずることが必要である。

(2) 河川の治水対策

県内の一、二級河川は534河川、流路延長2,863.1km、要整備延長は1,882.9kmである。 (平成31年4月1日現在)これに対し、県は、美しい"ふじのくに"インフラビジョンに基づき整備を促進する。

(3) 浸水想定区域の指定と通知

- ア 県、国土交通省は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川として指定した河川、及び洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深等を順次公表し、洪水浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するものとする。
- イ 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案 し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調整に最大限活用するため、「ダム洪水調 整機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。
- ウ 市又は県は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表するとともに、県知事にあっては関係市町の長に通知するものとする。
- エ 知事等は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時 的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると 認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。
- オ 県は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれが あると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域に ついて、浸水被害防止区域として指定することができる。

(4) 連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを 目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、 県、市町、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第3節 海岸保全災害防除計画

1 市

(1) 本市海岸の特徴

ア 本市の海岸延長は約25.8kmあり、東から駿河湾沿岸、遠州灘沿岸の二つに区分されている。

沿岸	状 況
駿河湾沿岸	海底勾配が急で波のエネルギーが減衰することなく直接海岸に影響するため、 高波が来襲する。
遠州灘沿岸	海底勾配もゆるく砂浜が発達しているが、河川からの流出土砂の減少や沿岸構造物により漂砂が阻止されることなどにより、近年では侵食が全域で顕在化している。

イ 以上のように本市海岸は大別すると二つの沿岸に分かれ、それぞれ特徴のある海岸線 を有しており、今後十分な調査、研究を行って高潮、侵食対策を講じていく必要がある。

(2)海岸防災林造成事業

海浜からの強風や飛砂及び潮汐の被害から田畑や住宅を守るため、海岸線に整備されている海岸防災林においては、その機能を維持増進するための森林の管理を適切に行い、風害又は飛砂、高潮等による被害の軽減を図る。

(3) 離岸堤の対策

ア 海岸線の浸食、波浪防止のため離岸堤、突堤の建設を強力に国に要請し、その整備を 図る。

イ 防潮堤、前面の消波堤設置を国及び県に要請し、安全性を更に強化する。

(4) 防潮堤の対策

- ア 防潮堤の建設促進を強力に国及び県に要請する。
- イ 高潮による浸水地帯の河口整備を防潮堤建設に併せ要請する。

2 県

(1) 県内海岸の特徴

ア 県内の海岸延長は約506kmあり、東から伊豆半島沿岸、駿河湾沿岸、遠州灘沿岸の三

つに区分されている。

沿岸	状 況
伊豆半島沿岸	相模灘及び駿河湾に面しており、海岸線は入江が多く、天然の良港となっ ている。
駿河湾沿岸	ア 海底勾配が急で波のエネルギーが減衰することなく直接海岸に影響する ため、高波が来襲する。 イ 特に湾の最深部に位置する富士海岸は波が高いことで知られ、堤防高も T.P.+17.0mで整備されている。また、河川からの流送土砂が減少したこと により、海岸線では侵食が目立っている。
遠州灘沿岸	海底勾配もゆるく砂浜が発達しているが、河川からの流出土砂の減少や沿 岸構造物により漂砂が阻止されることなどにより、近年では侵食が全域で顕 在化している。

イ 以上のように県内海岸は大別すると三つの沿岸に分かれ、それぞれ特徴のある海岸線 を有しており、今後十分な調査、研究を行って高潮、侵食対策を講じていく必要がある。

(2) 海岸防災林造成事業

海浜からの強風や飛砂及び潮汐の被害から田畑や住宅を守るため、海岸線に整備されている海岸防災林においては、その機能を維持増進するための森林の管理を適切に行い、風害又は飛砂、高潮等による被害の軽減を図る。(事業については、「第6節 山地治水災害防除計画」を参照)

3 高潮浸水想定区域の指定及び周知等

- (1) 県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあり「水防法」に基づく高潮特別警戒水 位を定める海岸のほか、高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定 める基準に該当する海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合 に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表 し、高潮浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するものとする。
- (2) 高潮浸水想定区域の指定に伴う実施事項は、第1節4の通り。
- (3) 市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直 ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するもの とする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難 対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定され る浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとと もに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第4節 港湾漁港保全災害防除計画

1 県

県営の港湾海岸の総延長は87.1km、県営漁港海岸の総延長は35.4kmであり、そのうち海岸保全事業対象としている計画延長は、県営港湾にあっては清水港ほか4港(延長9.9km)、県営漁港にあっては焼津漁港ほか5港(延長6.1km)である。

また、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設 業者等との協定の締結に努めるとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、 関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。

併せて、港湾管理者は、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。

更に、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、 船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置する ものとする。

第5節 道路·橋りょう・鉄道災害防除 計画

1 市

市道等の防災対策として、交通危険箇所の解消を図るため災害防除事業等を実施するととも に、日常的に道路パトロールを実施し、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努め、また 災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施している。

今後も、緊急輸送路の指定状況や迂回路の有無、被災履歴の有無等を勘案し、通行危険箇所 の解消を図る方針である。

令和2年3月における市管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。

落石等による道路交通危険箇所数

(平成8年度調査)

道路種別	落石、崩落	その他	計
一般市道	6	2	8
計	6	2	8

(県道路保全課)

道路管理者は、建設業者との協定に基づき発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な 人員、資機材等の確保に努めるものとする。

2 県

(1) 道路・橋りょう

県下の一般国道及び県道の防災対策として、交通危険箇所の解消を図るため災害防除事業等を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施している。

今後も、緊急輸送路の指定状況や迂回路の有無、被災履歴の有無等を勘案し、通行危険箇所 の解消を図る方針である。

令和2年3月末における県管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。

落石等による道路交通危険箇所数

(平成8年度調査)

道路種別	落石、崩落	その他	計
一般国道	150	152	302
主要地方道	348	185	533
一般県道	204	106	310
計	702	443	1, 145

(県道路保全課)

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

3 鉄道事業者

(1) 鉄道

東海旅客鉄道株式会社は、新幹線における重要施設の浸水被害軽減のため、必要な対策を講 ずるものとする。

第6節 土砂災害防除計画

1 土砂災害対策

(1) 市

ア 本市の土砂災害 (特別) 警戒区域として、急傾斜の崩壊351箇所、土石流16箇所、地 すべり危険個所1箇所、合計368箇所が存在している。(令和3年度末時点)

イ 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

斜面崩壊に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握 し、特に、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律その他の法令により指定され た崩壊危険区域については重点的に観察指導を行う。また、長雨、豪雨等が予想される 場合は、危険箇所を関係機関と協力し随時パトロールする。

ウ 所有者等に対する防災措置の指導

被害発生が予想される箇所については、必要に応じ土地所有者、管理者、借地権者等に対し、防災措置について積極的に指導する。また、当該地域の居住者に対しても平常時から災害の危険性について周知を図り、あらかじめ注意を喚起する。

エ 急傾斜地崩壊危険区域の防災措置

崩壊危険箇所の調査結果に基づき、特に相当数の居住者に危険が予想される地域については、地元住民の協力のもとに災害防止の観点から順次急傾斜地崩壊危険区域として指定を受け、防災工事が進められるよう努める。

また、既存の指定区域と併せて、地域住民に対し、当該区域の危険の状態の周知と当該区域内での行為(工作物の設置、立木竹の伐採、土石の採取等)の規制が効果的に実施されるよう指導する。

(2) 県

- ア 静岡県は、地形的に急峻な山地やがけが多いうえに、断層や破砕帯が発達した脆い地質が広く分布しており、土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)が18,218箇所存在している。
- イ 土砂災害から県民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、「土砂災害防止法」に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。

2 砂防事業

(1) 県

土石流の発生するおそれのある渓流に対し、砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図るために、砂防設備の整備を実施する。

事業名	内容
砂防事業	砂防えん堤、渓流保全工等の砂防設備の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急砂防事 業	風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に対処する ため、緊急に砂防設備の整備を実施する。

3 地すべり対策事業

(1) 市

治山、治水上影響のある地すべりについては、地すべり防止区域に指定し、計画的に地下 水の排除、地表水の誘導、杭打工等を実施する。

(2) 県

地すべりの発生するおそれのある箇所に対し、地すべり防止区域の指定を行い、地すべり の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、地すべり防止施設の整備を実施する。

事業名	内 容
地すべり対策事業	地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の地すべり防止施設の整備を 計画的に実施する。
災害関連緊急 地すべり対策事業	当該年発生の風水害、震災等により、新たに地すべりが生じ又は地すべり現象等が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置しが たい場合に、緊急に地すべり防止施設の整備を実施する。

4 急傾斜地崩壊対策事業

(1) 市

長期の降雨又は集中豪雨等によりがけ崩れの発生のおそれのある地域は、常に厳重な警戒 を行い状況に応じて待避をさせ、防止工事を計画する。

(2) 県

急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、 崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保 護するため、崩壊防止施設の整備を実施する。

事業名	内 容
急傾斜地崩壊対策事業	法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急急傾斜地 崩壊対策事業	風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大するおそれのある場合、緊急に崩壊防止施設の整備を実施する。

5 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用

(1) 市

区 分	内容
土砂災害警戒情報の提供と活用	ア 市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。 イ 市は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。 ウ 市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報(気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(気象庁ホームページ)、土砂災害警戒情報補足情報システム(県ホームページ)等)の確認・把握に努める。

(2) 県、静岡地方気象台及び国土交通省

区 分	内 容
土砂災害警戒情 報の提供と活用	ア 県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して、共同で土砂災害警戒情報(避難が必要とされる警戒レベル4に相当)を発表する。 イ 県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。
土砂災害緊急情 報の提供	国土交通省は、河道閉塞によるたん水を発生原因とする土石流又は河道閉塞によるたん水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

6 土砂災害防止法の施行

(1) 市

区 分	内 容
土砂災害警戒区 域等の指定、公 表	市は、土砂災害警戒区域等、土砂災害を被るおそれのある場所を本計画に 掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明 会の開催、更には現場への標識・標柱の設置等により、周辺住民に対し周知 徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努めるものとする。また、土砂 災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合に は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する 情報等の伝達方法を定めるものとする。 ア 土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間 毎年6月を土砂災害防止月間、6月1日~7日をがけ崩れ防災週間と する。 イ 市は、県の指導を得て、住民に対し次のような広報活動を実施する。 (ア) ポスター等の配布・土砂災害に関する説明会の実施 (イ) 危険箇所のパトロールの実施、住民に対してのチラシ等の配布 (ウ) 広報車による巡回広報活動
市地域防災計画	ア 御前崎市防災会議は、御前崎市地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 (ア)土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 (イ)避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 (ウ)「災害対策基本法」第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 (エ)警戒区域内に、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。)であって、急傾斜地の崩落等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避

	難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地(オ)救助に関する事項(カ)(ア)~(オ)に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項イ 御前崎市防災会議は、「御前崎市地域防災計画」において前項(エ)に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	ア 土砂災害警戒区域内に位置し、「御前崎市地域防災計画」にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。また、市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。イ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。ウ 市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努めるものとする。
住民への周知	市長は、「御前崎市地域防災計画」に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害(土石流・地すべり・がけ崩れ)が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ)の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。
避難指示等の解 除	市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。
事業者の対応	事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

(2) 県

区分	内 容
土砂災害警戒区 域等の指定、公 表	ア 県は、土砂災害(土石流・地すべり・がけ崩れ)から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について、「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定「資料6-1」を推進する。 イ 県は、「土砂災害防止法」に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。
土砂災害特別警 戒区域における 規制等	ア 県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為(住宅(自己の居住の用に供するものを除く。)、社会福祉施設、学校及び医療施設)を制限する。 イ 県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。
住民への周知	県は、電子地図の提供等により、市町を支援するものとする。

7 その他のソフト対策

区 分		内 容
土砂災害警戒区 域等の周知	市	土砂災害ハザードマップの配付や危険箇所警戒区域表示板の設置を行い、降雨の状況や危険情報を住民と行政が相互に通報しあうシステムを 構築する。
	県	インターネットによる土砂災害警戒区域マップ・土砂災害特別警戒区域マップの公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。
「土砂災害に対 する防災訓練」 の実施		方は県と連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体 D強化を図る。

8 がけ地対策 (急傾斜地)

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所の法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止工事を推進する。
- (2) がけ地危険区域にある住宅の移転を検討する。
- (3) 急傾斜地崩壊危険箇所の周知及び警戒避難体制の充実に努める。

9 土石流対策

- (1) 山地等の保全を図り災害の防止、被害の軽減に努める。
- (2) 関係住民への土石流危険渓流の周知、警戒避難体制の確立に努める。
- (3) 山地における河川の水路工事、砂防えん堤工事を促進する。

第7節 山地治水災害防除計画

1 本県の山地災害対策

地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を 及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に設定し、計画的に治山事業を実施して山地 災害の防止、軽減を図る。

市及び県は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

2 治山事業

- (1) 市
 - ア 山腹崩壊危険箇所の予防治山工事促進を図る。
 - イ 山林の伐採時における再植林などの指導を行う。
 - ウ 毎年度6月1日から15日の間に県とともに、山地パトロール等を実施、既存の治山施 設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未 然防止を図る。

(2) 県

荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備(間伐など)や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。

3 総合的な山地災害対策

(1) 市

毎年度、6月1日~15日の間に県とともに、治山パトロール等により、既存の治山施設の 点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を 図る。

(2) 県

- ア 毎年度、6月1日~15日の間に市とともに、治山パトロール等により、既存の治山施 設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未 然防止を図る。
- イ 山地災害危険地区の情報を県民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策へ の活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取組みを

進める。

ウ 山地災害危険地区の内訳は、「静岡県地域防災計画 資料編 $\Pi 4-3-2\sim 4-3-3$ 」のとおりである。

4 浸水対策

- (1)公共下水道事業及び都市下水路事業を推進する。
- (2) 浸水常習地について、河川断面の改良、浚渫により河床の安定を図る。
- (3) 道路横断暗渠の改良と区画整理事業施行区域と区域外との連結、排水路の改良浚渫を推進する。
- (4) 河川占用による架橋改良の指導、架設物禁止措置と撤去に努める。
- (5) 農業用水路及びを都市型水路の断面改良に努める。
- (6) 井堰、水門の改良を行うとともに井堰管理についての方策を樹立し、浸水防止に備える。
- (7) 浸水の著しい地区については、排水路の新設や合流点などの改良を図る。
- (8) 水路の定期清掃に努め、また、計画的な浚渫により浸水の防止を図る。

5 たん水対策

南部海岸沿いのたん水地域は、高潮による河口閉塞に伴うたん水を防止するため施設整備について国及び県に要請する。

第8節 林道災害防除計画

林道は、林産物の搬出ばかりではなく、地域の生活道路としての役割も求められており、急峻な地形に開設されているため、幅員も狭く、急なカーブの箇所もあり、落石等危険な箇所もあるので、計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。

第9節 農地災害防除計画

農地防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、一般土地改良事業の 推進に並行して各種事業を積極的に進めている。

1 ため池等整備事業

(1) 市

- ア 決壊した場合に影響が大きい農業用ため池は、豪雨等により決壊するおそれがあるため、緊急度の高いものから補強対策や統廃合を実施する。
- イ 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

(2) 県

- イ 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池に指定するとともに、地震や豪雨・劣化による決壊を防止するため、調査及び防災工事を実施し、利用実態のないため池については廃止を進める。
- ウ 県内に存在する防災重要農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性 を早期に把握する。
 - (ア) 定期点検の頻度:1回/年
 - (イ) 定期点検を行う者:ため池の管理者
- エ 防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、 地域の安全性の確保を図る。

2 農地保全事業

- (1) この事業は急傾斜地帯における土壌の流出を防止するための事業であるが、特に富士山 麓一帯の耕地は火山灰質土壌のため、降雨時の表土流出により下流に土砂が流下して氾濫 大被害を及ぼしている。
- (2) これらの農地の保全を図るため、富士山周辺の農地を対象に、排水路及びこれに付帯する農道の整備を行っている。

3 海岸保全事業

「海岸法」に基づき、津波、高潮、波浪等から農地の災害を防止するため、堤防、突堤、護岸等の新設・改修を行っている。

4 湖岸堤防補強事業

湖岸の既設堤防、樋門などで破損し、あるいは機能の低下した施設について補強改良を行い、 背後地の農地、公共施設を保全している。

5 たん水防除事業

この事業は低湿地で、排水河川の変化及び地目変化等他動的原因による状況の変化により、 著しく排水不良になった地区の排水機、排水樋門、堤防等の新設又は改修を行い、予想される 農地及び農業用施設のたん水被害を未然に防止する事業で、県下各地のたん水常襲地域がある ので、農林水産省採択基準に基づき実施している。

第10節 倒木被害防除計画

市、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じる ことへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅 速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、市及び県は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第11節 盛土災害防除計画

市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省(不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。)、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、 宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処 分を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において 地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行 うものとする。

県は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、副知事を座長とした部局横断組織である「静岡県盛土等対策会議」を設置する。その下部組織として、現場レベルの地域部会を置き、県と市町等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

第12節 避難情報の事前準備計画

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

(1) 市は、河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「御前崎市避難指示等の判断・伝達マニュアル (令和2年12月)」を作成する。(令和3年3月改正)

具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

- (2) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にする など、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。
- (3) 市は、大型台風による高潮の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対する「御前崎市避難指示等の判断・伝達マニュアル(令和2年12月)」を作成する。(令和3年3月改正)
- (4) 県は、市が「御前崎市避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成するに当たり、技術的専門的な助言を行う等、作成支援を行う。

2 住民への周知・意識啓発

(1) 市及び県は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動(立ち退き避難・水平避難)、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(避難)等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平常時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、市及び県は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図

るものとする。

- (2) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
- (3) 市及び県は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画(マイ・タイムライン) の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、市は、県が策定した「マイ・タイムラ インワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タ イムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第13節 避難誘導体制の整備計画

市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難 に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、 地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、 要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるもの とする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第14節 防災知識の普及計画

原則として、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第4節 防災知識の普及計画 及び風水 害対策編 第2章 災害予防計画 第11節 避難情報の事前準備計画 2 住民への周知・意識 啓発」に準ずる。

加えて、市及び県は、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ア 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む 形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を 行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については 「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路におい て冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、決壊した場 合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、 緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハ ザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザ ードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
- イ 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面 等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等 を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。
- ウ 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民 等に配布する。
- エ 高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として 図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

第15節 自主防災活動

(共通対策編 第2章災害予防計画 第8節「自主防災組織の育成」及び第9節「事業所等の 防災活動」に準ずる。)

第3章 災害応急対策計画

この計画は、「水防法」(昭和24年法律第193号)に基づき市及び県の水防体制、情報収集、 予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施並びに水防管理団体の行う水防の計画基準等について必要な事項を規定するほか、風水害に対する市及び県の対応を定め、もって管下各河川、湖沼、海岸の洪水、津波又は高潮・高波による水災を警戒し、防ぎょし、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、ここに定めのない事項については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画」による。

第 1 節 御前崎市災害対策本部、 静岡県災害対策本部

大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、市長及び知事がその対策を必要と認めると きに設置する。

必要に応じて、本部会議及び対策会議を開催し、市及び県が実施する応急対策等について協 議・決定する。

各災害対策本部が設置された場合は、次の事項を処理する。

1 市

「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画」に準ずる。

2 県

区分	内 灾
任務	内 容 ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 (ア)自衛隊への災害派遣要請 (イ)海上保安庁への支援要請 (ウ)消防庁、他都県等への支援要請 (エ)医療機関等への協力要請 (エ)医療機関等への協力要請 (オ)消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 (カ)その他関係機関への応援要請 エ 2次災害等発生防止措置 オ 消防庁への報告 カ 広報に関する事項

(1) 本部員会議

「静岡県地域防災計画 共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 1 (1)本部 員会議」に準ずる。

(2) 対策会議

「静岡県地域防災計画 共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 1 (2)対策 会議」に準ずる。

第2節 情報収集・伝達

1 市

「共通対策編 第3章 災害応急対応計画 第4節 通信情報計画」に準ずる。

2 県

水防本部長(知事)は、水防管理者から水防活動について報告を受けたときは、速やかに国土 交通省中部地方整備局に報告する。

その他については、「共通対策編 第3章 災害応急対応計画 第4節 通信情報計画」に準 ずる。

第3節 広報活動

「共通対策編 第3章 災害応急対応計画 第5節 災害広報計画」に準ずる。

第4節 水防組織

1 市

区 分	内 容
市の水防責任	市の水防責任は 「資料8-1 御前崎市水防計画書」 (第3章)に定めるところによる。
御前崎市水防 本部	水防本部体制は「 資料8-1 別表1-1、1-2 」のとおりとし、御 前崎市災害対策本部が設置されたときは、これに統合されるものとする。

2 県

区分	内 容
県の水防責任	県の水防責任は「静岡県水防計画書」(第1章第3節)に定めるところ による。
静岡県水防協 議会	水防協議会の組織に関し必要な事項は、「静岡県水防計画書」(第20章 第4節)に定めるところによる。

静岡県水防本部

水防本部体制は「静岡県水防計画書」(第2章)のとおりとし、静岡県 災害対策本部が設置されたときは、これに統合されるものとする。

第5節 指定水防管理団体、水防機関

1 指定水防管理団体

指定水防管理団体は、「**資料8-1御前崎市水防計画書**」(第2章)に定めるところによる。 なお、指定水防管理団体が管理する主要な河川・海岸は新野川、筬川、御前崎海岸である。

2 水防機関

水防業務を処理する水防の機関は消防機関(水防団を含む。)をもって充てる。

第6節 水防に関する予警報

1 「水防活動」に必要な予報及び警報とその措置

静岡地方気象台の発表する気象、水象予警報とその措置については「静岡県水防計画書」(第9章)及び「御前崎市水防計画書」(第10章)に定めるところによる。

2 洪水予報

洪水予報は「静岡県水防計画書」(第10章)に定めるところによる。なお、市には洪水予報河 川は指定されていない。

3 水防警報

水防警報は「静岡県水防計画書」(第11章)に定めるところによる。 なお、市には水防警報を発表する河川は指定されていない。

4 水位周知河川における水位到達情報

水位周知河川における水位到達情報は「静岡県水防計画書」(第12章)に定めるところによる。 御前崎市における水位周知河川は新野川である。

5 雨量及び水位の監視と通報

雨量については「静岡県水防計画書」(第13章第2節)、水位については「静岡県水防計画書」

(第13章第3節)に定めるところによる。なお、市の水位及び雨量については、「**資料8-1** 御前崎市水防計画書 第11章 雨量観測所及び水位観測所」に定めるところによる。

6 ダム、水こう門等及びその操作

ダム、水こう門等及びその操作については「静岡県水防計画書」(第6章)に定めるところによる。なお、洪水時の操作規則、操作規定等は「静岡県水防計画書 別冊」(ダム及び水門編)のとおり。

7 道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制 予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、 日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う ものとする。

第7節 通信連絡系統

通信連絡は「静岡県水防計画書」(第8章)に定めるところによる。

1 市

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、「資料8-1 別表4-ロ」に示す。

2 県

(1) 雨量通報系統図

「静岡県水防計画書」(資料編 図13-2)のとおり。

(2) 水位通報系統図

「静岡県水防計画書」(資料編 図14-2)のとおり。

第8節 市及び県の非常配備体制

1 市

市水防本部及び水防団の配備体制は「**資料8-1 御前崎市水防計画書 第10章 水防活動**」に示す。

2 県

「静岡県水防計画書」(第13章 第1節)のとおり。

第9節 水防信号及び水防標識

「静岡県水防計画書」 (第13章 第8節) のとおり。

第10節 重要水防筒所

1 市

市内の重要水防箇所は「**資料8-1 御前崎市水防計画書 第7章 水防上注意を要する**箇**所**」において示すものとする。

2 県

「静岡県水防計画書」(第5章)のとおり。

第11節 水防用資機材及び設備の整備運 用並びに輸送

1 市

「資料8-1 御前崎市水防計画書 第8章 水防資機材及び設備の整備運用」において示すものとする。

2 県

「静岡県水防計画書」 (第7章) のとおり。